

協会からのお知らせ

① 「業務・システム最適化計画」策定研修のご案内

昨年度7回実施し、ご好評いただきました「業務・システム最適化計画」策定研修を今年度も実施致します。

業務・システム最適化計画はEA手法を基本としており、政府の電子政府構築計画において、2005年6月までに業務・システムの見直し方針を策定し、2005年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定することとされています。また、政府では「業務・システムの最適化は一過性の取組に終わるものではなく、将来にわたって自律的かつ継続的に行うことが必要である」との考え方を示しており、今後も業務・システム最適化計画に係る知識およびスキルを持った人材が中央官庁・地方自治体のみならず受注企業側に存在することが強く求められています。

本研修では政府の「業務・システム最適化計画策定指針」(ガイドライン)に基づき、機能分析、情報分析についての知識・技術を体系的に習得することを目的に実施します。

なお、本年度はカリキュラムの見直し等を行い、

3日間の日程(昨年度は4日間)で実施します。

◆日程(3日間、時間9:30~17:30)

【1回目】2005年5月25日(水)~5月27日(金)(終了)

【2回目】2005年7月27日(水)~7月29日(金)(募集中)

【3回目】2005年9月28日(水)~9月30日(金)(募集中)

◆研修コース目標と内容

〈コース目標〉

- ・電子政府構築計画に基づく、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)第4版」の内容について習得します。
- ・最適化計画の策定に必要な機能分析、情報分析、環境分析についての知識およびスキルを習得します。
- ・コース終了後修了証を発行致します。
- ・研修内容の詳細については当協会のホームページをご覧ください。

URL <http://www.nmda.or.jp>

研修内容予定(都合により一部変更あり)		
	AM	PM
1日目	【業務・システム最適化計画について】 ・電子政府構築計画と業務・システム最適化計画の概要 ・業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)について(総務省行政管理局)	【政策・業務体系(機能分析)】 ・機能構成図(DMM) ・機能情報関連図(DFD)
2日目	【政策・業務体系(機能分析)】 ・業務処理の組み替え	【政策・業務体系(情報分析)】 ・業務流れ図(WFA) ・情報抽象化表(DAM)
3日目	【政策・業務体系(情報分析)】 ・情報体系整理図(UMLクラス図)	【データ体系、適用処理体系、技術体系】 ・実体関連図(ERD) ・情報資産評価表(IEM)

◆会場：株式会社富士ゼロックス総合教育研究所・六本木セミナールーム

住所 〒106-0032 港区六本木3-1-1

ティーキューブ 14階

電話 03-5574-1431 FAX 03-5574-1500

地図URL <http://www.fxli.co.jp/company/access.html>

(営団地下鉄南北線「六本木一丁目駅」1番出口より地下通路直結)

◆主催：財団法人ニューメディア開発協会

◆参加費：126,000円(お一人様・税込)教材費込み
1回分(3日間)

◆定員：36名(各回)

◆参加対象：

- ・各府省が発注する業務・システム最適化計画策定作業の受注を目指す方。
- ・各府省の情報システム調達の受注を目指す方。

◆参加条件：情報システム企画、調達、開発についての経験・知識を有すること。

事前学習：「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)(第4版平成17年2月2日)」を熟読して下さい。次のURLよりダウンロードできます。

URL：e-Gov「電子政府の推進について」
<http://www.e-gov.go.jp/doc/scheme.html>
 第4版pdf：
<http://www.e-gov.go.jp/doc/20050202doc.pdf>

◆**申込締切**：各回とも定員になり次第締切らせて頂きます。

◆**申込方法**：電子メールでお願いいたします。メールを受領後、受講ご案内とご請求についてのメールを送ります。お申し込みされた方が参加不可能な場合には、代理の方の参加が可能です。但し、受講開始後の変更は出来ません。必要記入内容は下記の通りです。

To：semin@nmda.or.jp宛
 Subject：「業務・システム最適化計画策定」研修参加申込

- ・申し込みコースと希望順位（2回目、3回目の別と希望順位）
- ・お名前（漢字とふりがな）
- ・会社・団体名

- ・所属役職
- ・住所：〒
- ・TEL番号、FAX番号
- ・電子メールアドレス
- ・請求書：必要・必要なし
- ・この研修を何で知りましたか（下記は記入例です）

ニューメディア開発協会賛助会員宛案内、メールニュース、雑誌、新聞、インターネット検索、知人の紹介、職場で紹介、当配布パンフレット、その他（具体的にご記入ください）

◆**お問い合わせ先**：

財団法人ニューメディア開発協会
 開発グループ 担当：山本勝己、馬場宏充、
 田辺圭子

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28

三田国際ビル23階

Tel：03-3457-0672 Fax：03-3451-9604

E-mail：semin@nmda.or.jp

.....②非接触ICカード普及センターCLICのご案内.....

「非接触ICカード^(注1)普及センターCLIC(Contact-Less IC card deployment center)」は、当協会が設立した非接触ICカードシステムの普及推進を行う組織です。国内のカードメーカ、リーダライタメーカ、カード発行機メーカの協力を得て運営しています。

「CLIC」では、次の業務行っています。

- ・公的分野を中心として利用される非接触ICカード^(注2)の発行（住民基本台帳カード等）
- ・ICカードとリーダライタとの互換性の検証
- ・ICカード応用システムに関する技術コンサルティング

1. 非接触ICカードの発行業務

市区町村、法人等からの委託により、国際規格に準拠した非接触近接型ICカード（タイプB）の発行を行います。ICカードの発行業務には、大別して「カード製造者」が行う一次発行と、「カード発行者」が個人データを書込む二次発行があり、「CLIC」では、主として二次発行を行います。「CLIC」では、ICカードの調達代行を含めたカード発行業務だけでなく、市区町村が調達したICカ

ード（当センターにて互換性が確認されたカード）をお預かりしての発行業務も行います。住民基本台帳カードについては、全国の希望する市区町村を対象とし、当協会が準備した発行仕様メニューの中から、市区町村が選択したカードを受託発行します。

2. 互換性検証業務

非接触ICカードや非接触リーダライタなどのICカードシステムの構成機器に関するハードウェア、ソフトウェア両面からの互換性検証（電波特性試験やクロステストによる機能試験）を、開発企業からの依頼に応じて実施します。互換性が認定された製品については、公表します。

3. 技術コンサルティング業務

非接触ICカード、リーダライタ、カード発行機などを導入する際の技術的な問題を解決するため、また、標準仕様の普及活動のために、これまで培った技術やノウハウを活用して、技術的なコンサルティングを行います。

当協会では、住基カード関連システムで活用さ

れるICカード、リーダライタ、カード発行機、アプリケーションシステム（証明書発行システム等）などに対して、現地調査・実機テスト・関係者ミーティングを実施し、互換性を確保するための具体的な解決策を提示します。

コンサルティングサービスの実施プロセス例

- (1) 住基カード関連システムのリストアップ作業
- (2) 住基カード関連システムの現地調査
- (3) 地方公共団体様向け現状報告会開催
- (4) 住基カード関連システム互換性検証テストの実施
- (5) 地方公共団体向けコンサルティング作業

(注1) 非接触ICカードとは

非接触ICカードは、カードリーダと接触することなしにデータの通信が行えるカードです。カード内部にはICチップと、カードリーダとの通信やカードへの電源供給を行うためのアンテナコイルが埋め込まれています。非接触ICカードの特長は、「カード表面全体に印刷できる。汚れ、ほこりなどに強い。リーダライタから数cm離れてデータ交換が可能」です。

(注2) 公的分野における非接触ICカード仕様について

政府では、「公的分野における非接触ICカードの普及に関する関係府省連絡会議」において、国民の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、一枚化が可能となるよう仕様を共通化することを基本原則としています。

また、技術仕様は、ISO/IEC14443タイプB非接触インタフェースを利用していくことで統一されていますので、今後の公的分野のICカードインフラは非接触型ICカード（タイプB）が標準となります。

.....③平成16年度主な成果報告書・資料等印刷物一覧.....

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで・問合せ先電話番号)

1. 情報システムの開発 (03-3457-0672)

- (1) 電源地域情報化推進モデル事業 報告書
- (2) 電源地域情報化推進モデル事業 報告書 (別冊)
- (3) 電源地域情報化推進モデル事業 (情報家電話用モデル事業) 事業報告書
- (4) 電源地域情報化推進モデル事業 (情報家電話用モデル事業) 事業報告書 (概要編)
- (5) 電源地域情報化推進モデル事業 (情報家電話用モデル事業) 導入マニュアル
- (6) 情報システム調達モデル研究会報告書 (第1部 全体概要編)
- (7) 情報システム調達モデル研究会報告書 (第2部 ITガバナンスの組織体制編)
- (8) 情報システム調達モデル研究会報告書 (第3部 人材育成編)
- (9) 情報システム調達モデル研究会報告書 (第4部 調達プロセス編)
- (10) わが国の法制度に基づくプライバシー保護技術に関する調査 報告書
- (11) レイティングデータベースの更新運営 業務報告書
- (12) 札幌市電子申請アクションプラン策定補助業務 報告書
- (13) オープンソースソフトウェアのデスクトップ環境実証事業 事業報告書
- (14) 簡易認証サービス実現可能性に関する調査開発 報告書
- (15) インターネット・ホットラインに関する調査研究 報告書

2. 地域情報化の推進 (03-3457-0673)

- (1) 都市・産業再生の推進戦略に関する調査・研究
- (2) ニューメディアを活用した都市づくり推進戦略に関する調査・研究
- (3) 「観光」による地域活性化に関する調査・研究 —観光ビジネスの新たな展開—

3. ICカード等事業 (03-3457-0687)

- (1) 多機能ICチップ等を活用した情報サービスシステム基盤の構築・検証及びリモートサービスのセキュリティに関する研究開発・実証事業報告書
- (2) 住民基本台帳カード等の非接触多目的ICカードの官民連携による共同利用に関する調査研究

4. バイオメトリクス事業 (03-3457-0674)

- (1) 平成16年度経済産業省 産業技術研究開発委託事業-1
生体情報による個人識別技術 (バイオメトリクス) を利用した社会基盤構築に関する標準化

5. メロウ・ソサエティ構想に関する調査研究 (03-3457-0673)

- (1) シニアネット構築研究会 (シニアネット・フォーラム21 in 2005)

6. ニューメディアの普及・啓発 (03-3457-0671)

- (1) 研究成果レポートNo.12～No.14

7. ニューメディア総合研究所の調査研究 (03-3457-0671)

- (1) 広域における情報システム統合と産業の活性化に関する調査研究

- (2) 衛星画像・航空写真技術等を活用した観光情報システム調査
(3) トレーサビリティ・システム危機管理センター（仮称）設立のための調査研究
(4) ユーザビリティ資格評価に関する調査研究

④平成17年度事業計画タイトル一覧

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

平成17年3月23日に開催された理事会・評議員会において、平成17年度の実業計画が承認されましたので、報告します。

1. 情報システムの開発

- (1) 業務・システム最適化事業全体管理オフィス支援事業
- (2) 官民連携標準策定事業
- (3) 電源地域情報化推進モデル事業
- (4) 電源地域情報化推進モデル事業（情報家電活用モデル事業）
- (5) バイオメトリクスによる簡易認証システムの調査・開発
- (6) プライバシー保護のための新たな技術的対策についての調査・研究
- (7) センサ・ネットワークを活用した地域情報モニタリング技術に関する調査
- (8) インターネットホットラインに関する調査研究
- (9) 「業務・システム最適化計画」策定研修

2. 地域情報化の推進

- (1) 地域における情報化実態調査
- (2) 地域情報システムの開発
- (3) 研究開発委員会及び知的支援検討委員会の設置等
- (4) 「地域情報化診断指導員制度」
- (5) 情報化フェスタの開催
- (6) e-ヘルスシステムを活用した都市・産業再生の推進戦略に関する調査・研究
- (7) ITを利用したクリエイティブ都市に関する調査・研究

3. ICカード等事業

- (1) 多機能ICチップ等を活用した新領域ITサービスに関する研究開発・実証事業
- (2) e-パスポートの互換性検証事業
- (3) e-パスポート導入調査
- (4) 非接触ICカード普及センター事業
 - ①非接触ICカード発行業務
市町村等からの受託により、国際規格に準じた非接触ICカードの発行を行う。
 - ②互換性検証業務
非接触ICカード・リーダライタ等のICカードシステムの構成機器の互換性を検証する。
 - ③技術コンサルタント業務
非接触ICカード、リーダライタ、カード発行機等についての技術的な問題解決、及び標準仕様の普及のために必要なコンサルティング業務を実施する。

4. バイオメトリクス事業

- (1) 生体情報による個人識別技術（バイオメトリクス）を利用した社会基盤構築に関する標準化
 - ①バイオメトリクスセキュリティ評価基準の研究開発
 - ②バイオメトリクス認証結果保証基盤の研究開発
 - ③バイオメトリクスの可搬型メディアに応用するための技術調査
- (2) IC旅券顔画像認証調査

5. メロウ・ソサエティ構想に関する調査研究

- (1) シニア情報生活アドバイザー研修会の開催
- (2) シニアネット構築研究会の開催

6. ニューメディアの普及・啓発

- (1) 各種ニューメディアの将来予測及び総合かつ最新の情報の理解・普及の促進を図るための、各種パンフレット等を制作し配布する。
- (2) 活動状況を各方面に広く周知すると共に、各種事業で得られた知見・ノウハウ等を普及・啓発するとの見地から、協会の調査研究成果報告書の作成等を行う。

7. ニューメディア総合研究所の調査研究

- (1) 先進的IC技術を活用した住民密着型のシステム開発に関する調査・研究
- (2) IP-Webカメラと先端映像技術を利用した地域防犯システムの構築モデルについての調査・研究

- (3) XML技術等の利用による広域サプライチェーンシステムについての調査・研究
- (4) 地域振興支援農業情報利活用システムに関する調査・研究
- (5) ユーザビリティ専門家の育成に関する調査・研究

8. その他

- (1) 政府主催の情報化月間（毎年10月）の関連行事として、(財)日本情報処理開発協会と「情報化展」を開催
- (2) ニューメディアに関する図書、資料の整理
- (3) ニューメディアに関する学術図書、資料等の作成、配布、翻訳及び刊行
- (4) 情報化未来都市構想推進協議会の事務局に関すること
- (5) その他

.....⑤新JISマークの制定について（ご紹介）.....

経済産業省

昨年6月に工業標準化法が改正され、JISマーク制度は、我が国独自の方法から、国際基準（ISOが定めた基準）に基づく新しい制度へと抜本的に改正されました。

この新しい制度の下で用いられる新JISマークのデザインについては、国民の皆様から一般公募を行って決定し、経済産業省において3月28日に開催した「新JISマーク発表式典」において、中川経済産業大臣から発表いたしました。（写真1参照）

新しいJISマーク制度では、これまでの製品に対するマーク、加工技術に対するマークに加えて、特定の側面に対するマークを新たに設け、3種類のデザインのマークとなります。



写真1 中川経済産業大臣と新マークをデザインした水野尚雄さん



新JISマーク(基本)



加工技術用



特定側面用

3つの新JISマーク

新しいJISマーク制度は、国際的に整合した、信頼性の高い認証制度に変わるとともに、制度利用者や消費者などからの多様なニーズに対応できる利便性の高い制度となります。

本年10月からは、新制度での認証取得を希望する事業者は、国に登録された民間認証機関の認証を得て、新しいデザインのJISマークを表示することとなります。

新しい制度では、国は、認証を行おうとする民間の認証機関が、国際的な基準（ISOが定めた基準。以下同じ）に合致していることを確認して、初めて、JISマーク制度において認証を行う機関として登録します。登録された認証機関は、事業者からの認証申請を受け、国際的な基準に基づいて、製品のJIS（国際標準と整合的な規格）への適合性の確認（製品試験）と事業者の品質管理能力を審査して、認証を行います。加えて、認証機関は、認証を与えた事業者に対して、国際的な基準に基づき定期的な検査を行うことによって、品質の維持

を継続的に確認していきます。

このように新しいJISマーク制度では、新JISマークは、国際的な基準に基づいて品質を保証していく意味を持つことになり、国内取引において、製品の品質の信頼を付与する「しるし」として活用されることとなります。また、経済活動のグローバル化の中において、新JISマークは、国内企業や消費者と海外企業、さらには、海外の日系企業と現地企業や第三国の企業との取引においても、品質への信頼を付与するものとして活用が期待できます。

また、新JISマーク制度では、指定商品制度が廃止され、JISの製品規格が整備されている、あるいは、今後、整備される全ての製品についてJISマークが表示できるようになる他、例えば、高齢者・障害者対応等の製品の特定の側面に限ったものも、認証の対象となる製品規格を整備することにより、認証を受けることが可能となることから、事業者にとっては多様なニーズに対応したJISマークの活用、消費者にとってはニーズに応じた商品選択が期待できるようになります。

なお、これまでのJISマーク制度は、3年間の経過措置期間が到来する2008年9月末で終了します。

【編集後記】

今号の特集テーマは、市民生活に直結する「電子自治体の構築」を取りあげました。ワンストップサービスの構築には、多くの課題も見受けられますが、普及すればそのメリットも大きいようです。お隣の韓国では自動車税を電子納付すると、抽選で自動車が当たるそうです。構築したシステムを利用してもらうためには、使いやすいこと、利用料金の割引等、利用する側のメリットを大きくする必要があります。

交通機関の事故が多発しています。多くの電子機器や情報システムで守られていても、最後は人間の技量・判断にゆだねられる部分があるのでしょう。人間のうっかりミスと機器トラブルが同時に発生すると、大量・高速輸送を求めてきた交通網に、より大きなダメージを与えてしまいます。先日のTVニュースでは、800人乗り飛行機の試験飛行が成功したと伝えていました。新飛行機の平穏な未来を願っています。(TI)